

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成26年 7月15日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 5 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	非常用ディーゼル発電設備(A)の定例試験において、起動直後に「動弁注油圧力低」警報の発生・リセットが確認されたため、計器配管の空気抜きを実施し正常復帰したことから、状況確認。 なお、非常用ディーゼル発電設備の運転には影響なし。	対象外	
2	2号機	給水加熱器ドレンポンプ用クレーン(B)電源表示箱において、パイロットランプ(電源入状態表示)の点灯不良が認められたため、当該箇所を点検・修理。	G III	
3	3・4号廃棄物処理設備	雑固体廃棄物焼却設備排ガスフロアにおいて、運転中に「排ガスフロア振動大」警報が発生し停止したため、原因調査。	G III	
4	3・4号廃棄物処理設備	高電導度廃液系中和装置恒温槽において、冷却機コンプレッサー冷媒ガス入口配管取付部付近より水漏れ(約2秒/滴, 非放射性)が認められたため、原因調査。	G III	
5	その他	本店指示文書に基づく保全計画書の内容確認において、誤記等記載の適正化が必要な箇所が認められたため、改訂。	G II	